

# <交通安全テスト>

平成27年7月号

(中学・高校生用)

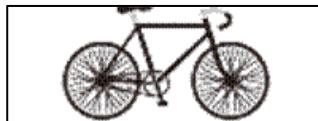
正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。



①	
---	--

- ② スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。



②	
---	--

- ③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。



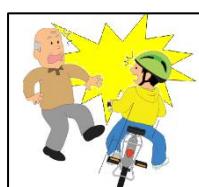
③	
---	--

- ④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて、危ないと感じたら、ベルを鳴らして注意を促さなければならない。



④	
---	--

- ⑤ 自転車で走行中、歩行者とぶつかった場合でも、歩行者が「大丈夫です」と立ち去った場合は、警察へ交通事故の届け出をしなくてよい。



⑤	
---	--

# <交通安全テスト>

平成27年7月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、

速度を落として進行した。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のこととに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

### <指導のポイント>

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

② スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車

に乗つてもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令（道路交通法施行規則第9条の3）で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※罰則：5万円以下の罰金

● 道路交通法第63条の10第1項（自転車の検査等）

警察官は、前条第1項の内閣府令（道路交通法施行規則第9条の3）で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査することができる。

● 道路交通法第63条の10第2項（自転車の検査等）

前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認

められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

※罰則：5万円以下の罰金

<指導のポイント>

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ず点検し、ピスト自転車やブレーキが壊れている自転車には乗ってはいけません。

③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示

されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））  
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項  
公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（歩行者及び自転車に対して表示する標示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めではなく、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし又は左折することができる。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている場合は、自転車は当該歩行者用信号に従わなければならな

い。

- ④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて危ないと感じたら、ベルを鳴らして注意を促さなければならない。【×】

A : ● 道路交通法第54条第1項（警音器の使用等）

車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 1 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 2 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

● 道路交通法第54条第2項（警音器の使用等）

車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

- (12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。歩道を自転車で通行する時は、歩行者の邪魔にならないようにいつでも止まれるスピードで走りましょう。

歩行者の通行の妨げになるときは一時停止をしましょう。

ベルを鳴らしながらの走行はやめましょう。

- ⑤ 自転車で走行中、歩行者とぶつかった場合でも、歩行者が「大丈夫です」と立ち去った場合は、警察へ交通事故の届け出をしなくてよい。【×】

A : ● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置(抜粋)）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間であり、警察に届出義務があります。相手が立ち去

っても、交通事故を起こした時は、必ず警察に届け出ましょう。

<罰則>

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）  
　　1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反  
　　3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金